



# 強制労働に関する輸入規制の必要性

## ～韓国新安郡の塩田における強制労働の事案からの検討～

### はじめに

本声明は、韓国・全羅南道新安郡の塩田において長年指摘されてきた強制労働の問題と、これに関連して米国税関・国境警備局 (CBP) が発出した違反産品保留命令 (WRO) を事例として取り上げ、強制労働によって生産された製品が国際的なサプライチェーンを通じて流通する現状と、日本が直面する制度的課題を明らかにするものである。強制労働は国際人権基準上許されない重大な人権侵害であり、そうした製品の輸入を規制しないことは人権侵害を助長することにつながり得る。本声明は、関係企業および韓国政府、とりわけ日本政府に対し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に照らした対応を促し、グローバルなサプライチェーンにおける強制労働の根絶と被害者の救済を実現するために日本における強制労働産品の輸入規制などの導入・整備を提言することを目的とする。

### 1. 太平塩田のケースの概要と米国の違反産品保留命令 (WRO)

2025年4月2日、米税関・国境警備局 (CBP) は、強制労働との関連が疑われるとして、1930年関税法第307条に基づき、違反産品保留命令 (WRO) と呼ばれる措置を通じて、韓国の株式会社太平塩田からのすべての製品の米国内への輸入を禁止した<sup>1</sup>。WROは、CBPが「合理的な疑い」に基づき、輸入品が強制労働により生産された可能性があるかと判断した場合、米国のすべての入港地で該当製品を留置することを可能にする制度である。輸入業者は、3カ月以内に輸送品を米国から撤去するか、WROに異議を申し立てる必要があり、対応しない場合、製品は押収・廃棄される可能性がある。WROを解除するためには、輸入業者または生産者が、輸入品が強制労働産品ではないことを示すために「あらゆる合理的な努力」をもって証明する必要があり、これを示せなければ、対象製品は米国への輸入が認められない。

WRO発令後の2025年4月の声明で、株式会社太平塩田は強制労働が現在も行われていることを否定し、問題は過去に塩田を借りていた業者による未払い賃金のケースに過ぎず、すでに対処済みであり、2021年以降は強制労働は発生していないと主張した<sup>2</sup>。韓国の海洋水産部、外交部、地方自治体を含む複数の政府機関も、輸出された塩が強制労働によって生産されたとの疑惑を否定する声明を発表し、中央政府も米国の禁止措置解除に向け努力するという異例の姿勢を示し、塩生産者側に立つ対応

<sup>1</sup> Tong-hyung, Kim. "US Blocks Sea Salt Imports from South Korean Salt Farm over Forced Labor Concerns", AP News, 7 April 2025, [apnews.com/article/south-korea-us-customs-border-salt-farm-forced-labor-import-ban-8699fa8b1b4efb4fa1d350e097d18a95](https://apnews.com/article/south-korea-us-customs-border-salt-farm-forced-labor-import-ban-8699fa8b1b4efb4fa1d350e097d18a95); US CBP, "CBP Issues Withhold Release Order on Taepyeong Salt Farm", 3 April 2025, [www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-withhold-release-order-taepyeong-salt-farm](https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-withhold-release-order-taepyeong-salt-farm).

<sup>2</sup> Korea Times, "Slave labor at salt farm", 9 April 2025, <https://www.koreatimes.co.kr/opinion/editorial/20250409/ed-slave-labor-at-salt-farm>



をとった<sup>3</sup>。7月11日、株式会社太平塩田はWROの撤回を求める請願書をCBPIに正式に提出したと発表したが、この手続きには数カ月から数年を要する可能性がある<sup>4</sup>。

## 2. 2021年以降も続く新安郡の塩田における強制労働の兆候

背景として、2014年、韓国当局は全羅南道新安郡の塩田で63人（その4分の3は発達障害のある人々であった）の労働権侵害の被害者を確認しており、2021年にも広く報道された労働権侵害の問題が発生している<sup>5</sup>。新安郡には株式会社太平塩田が塩を調達している曾島が属しているところ、新安郡の塩田では、強制労働被害が広範に存在し、2021年以降も同種被害が継続しており、強制労働の人権リスクが存在していることを示す複数の信頼できる以下の情報がある。新安郡の塩田で作られた可能性のある塩製品を取り扱う企業は、サプライヤーにおける強制労働の現状を確認する、または強制労働が確実に終わったことを示すためにも、信頼性の高い情報を開示することが重要である。

### a) 全羅南道地方政府による報告書（2023年6月）

一つ目の情報源は、2023年6月15日に全羅南道地方政府と市民団体が共同で発表した新安郡塩田に関する調査報告書であり、2024年にもその内容を再確認する報告書が発表された<sup>6</sup>。2023年の報告書は、2022年9月13日～10月3日の期間に調査され、新安郡の121名の塩田労働者（このうち37名は曾島区域の労働者）および82名の塩田事業者（このうち10社が曾島区域の事業者）を対象としている。「人権侵害を受けた経験と対応」という章では、回答者の21.7%が人権侵害を受けたと報告しており、その内容として、暴言、暴行、身分証・通帳の没収、いじめ、消耗品費の負担、賃金の減額、セクシャルハラスメント・性的暴力が含まれる。さらに、移動の制限、契約書の不備・不在、退職金・健康診断・年次休暇・病休といった労働者保護の欠如など、その他の労働権の侵害も報告されている。

報告書からは、こうした問題が放置されてきた理由も読み取れる。当局に報告された人権侵害の被害は全体の20%のみであった。こうした状況の説明となる調査結果として、人権侵害を受けた労働者のうち、人権侵害に直面した際に13.3%の労働者が対処方法を知らず、6.7%が訴えても無駄と感じ、6.7%は深刻な人権侵害にもかかわらず重大な問題と認識していなかったと回答している。これらの問題の一部は、すでに実施が報じられているように、労働者を対象とした人権教育や研修によって対処されるものであるが、実際に権利侵害そのものを防止するためには、使用者に対してさらに踏み込んだ措置を講じることが求められる。また、報告書は、労働者の脆弱性や威圧・無力化を示す要素として、労務管理上の対立が生じても、回答した事業者のうち33.3%の事業者が何も対応しなかったということ、

<sup>3</sup> APIL, et al., “[Joint Statement] Following the Import Ban on Salt, What the Government Must Devote Its Utmost Efforts to Is Eliminating Forced Labor and Ensuring Full Reparation for the Victims”, 28 April 2025, [www.apil.or.kr/press-releases/2804917597](http://www.apil.or.kr/press-releases/2804917597) (containing links to all of these statements); id; Reuters, “South Korea aims to lift US ban on sea salt imports over suspected forced labour”, 7 April. 2025, <https://www.reuters.com/markets/commodities/south-korea-aims-lift-us-ban-sea-salt-imports-over-suspected-forced-labour-2025-04-07/>.

<sup>4</sup> Ahn So-young, “Taepyeong Salt Farm petitions U.S. to lift forced labor order on exports”, Chosun Biz, 11 July 2025, <https://biz.chosun.com/en/en-policy/2025/07/11/QRBR5Q3QRVETVEYR26YTL7CXFI/>

<sup>5</sup> Foster Klug and Kim Tong-hyung, “Slaves freed from SKorean salt farms face misery in shelters”, AP, 6 January 2015, <https://apnews.com/slaves-freed-from-skorean-salt-farms-face-misery-in-shelters-ea8a0aa66852479490781e13556cb9bc>; BHRRC, “S. Korea: Forced labour in Sinan’s Taepyeong salt farms reportedly unaddressed after 2014 exposé; company responses included” 13 September 2022, <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/south-korea-victim-exposes-chronic-forced-labour-issues-unaddressed-after-2014-exposé-in-sinui-island-salt-farms/>.

<sup>6</sup> Jeollanam-do, “Research on the Working Conditions of Salt Farm Workers”, Salt Farm Workers Human Rights Survey, Jeongchaekyeongugwanrisiseutem Prism, 2022, [www.prism.go.kr/homepage/asmt/popup/6460000-202300057](http://www.prism.go.kr/homepage/asmt/popup/6460000-202300057); jeonranamdocheongnurijip – bodojaryo [Land of Life, Best Jeonnam], 7 April 2025, [www.jeonnam.go.kr/M7116/boardView.do?seq=1958483&infoReturn=&menuId=jeonnam0202000000&displayHeader=&searchType=&searchText=&searchStDate=&searchEnDate=&pageIndex=6&boardId=M7116](http://www.jeonnam.go.kr/M7116/boardView.do?seq=1958483&infoReturn=&menuId=jeonnam0202000000&displayHeader=&searchType=&searchText=&searchStDate=&searchEnDate=&pageIndex=6&boardId=M7116).



また調査主体による評価によれば労働者の39.1%が発達障害の疑いがあることを指摘している。この脆弱性は、こうした労働者がより権利侵害や欺瞞に脆弱であることを示しており、このことはより多くの権利侵害に直面しているという調査結果にも表れている。さらに複数の調査員は、調査中に雇用主が労働者の回答に干渉している可能性について指摘しており、雇用主が面談を妨害したり、回答が準備されたかのようであったり、雇用主の前で労働者が回答を変えたり沈黙したり、労働者が雇用主からの圧力によると思われる影響で「面談は職場で、雇用主の前で行わなければならない」と主張したケースもあった。

これらの情報は、使用者が労働者に不正確な回答をするよう圧力をかけているために、労働者による権利侵害の報告件数が過少に算定されている可能性があることを示唆している。また、労働者が当局に対してより多くの件数を届け出していない理由として、威圧や報復への恐れがあったことも説明し得るものである。労働者への聞き取りは、使用者からの圧力や報復の懸念なく、労働者が自身の経験を自由に述べることができ、その状況を改善するための行動がとれるような形で実施されることが重要である。総じて、同報告書は、労働者が2022年末に経験・報告された労働権侵害が、株式会社太平塩田が報告した内容を上回るものであったことを示している。すなわち、株式会社太平塩田が言及した未払い賃金1件のみならず、労働者からはより多くの、かつ多岐にわたる権利侵害が報告されており、また継続的な原因や脆弱性は構造的かつ広範に存在し、一部の業者にのみ責任があるという株式会社太平塩田の主張と大きく異なるものである。

## b) SBSの報道(2025年10月)

二つ目に、2021年以降も続く新安郡における強制労働の人権リスクの証拠として、大手メディアのSBSが2025年10月初旬に報じた新安郡に含まれる新衣島に関する調査報道がある。同報道では、知的障害のある5名が、雇用主「A」の新衣島にある塩田で何年にもわたり搾取的な条件で働かされていたことが示されている<sup>7</sup>。2024年初頭、警察はAが5名の労働者うちの1人のジャン氏の通帳を所持し、2014～2024年の間に約6600万ウォン(約5万ドル)の賃金の支払いを差し止めていたことを発見した。Aは労働法違反で起訴され、裁判所から30万ウォン(約220ドル)の罰金と1年間の執行猶予付き判決を受けた。このケースは、2024年においても新安郡の塩田で強制労働が継続していたこと、そして同様の条件で搾取されているが報告ができていない労働者が他にも多数存在している可能性を示唆している。

## c) CBPの調査および2025年4月のWRO

強制労働が2021年以降も継続していたことを示す三つ目の証拠は、2022年11月8日に提出されたWROの申し立てに基づき、CBPが株式会社太平塩田に対して行った調査そのものである。

前述のとおり、CBPは2025年4月のWRO発出に際し、「同社の海塩製品の生産における...強制労働の使用を合理的に示す情報に基づいている<sup>8</sup>」と述べている。さらに調査の中で、国際労働機関(ILO)が定義する強制労働の指標として、脆弱性の悪用、欺瞞、移動の制限、身分証明書の保管、劣悪な生

<sup>7</sup> SBS, "[dandog] ido baltobdo da ppajyeo...37 nyeon man 'yeomjeon noye' hwag-in / SBS [ [Exclusive] Teeth and toenails all gone... Salt farm slaves confirmed after 37 years / SBS ]", 22 Oct. 2025; SBS, "[dandog] 'ige guggau yeoghal-ibnikka!' bunno... 'yeomjeonju buja' jeonnam-eseo museun il / SBS 8nyuseu [ [Exclusive] 'Is this the role of the state?' Outrage... What's happening in Jeollanam-do with the salt farmer's family? / SBS 8 News]", 21 Oct. 2025, <https://www.youtube.com/watch?v=ZIGDO7K0-18>; Hwang Hee-Gyu, "Owner of salt farm arrested for exploiting worker with intellectual disability", Korea JoongAng Daily, 11 Nov. 2025, <https://koreajoongangdaily.joins.com/news/2025-11-11/national/socialAffairs/Owner-of-salt-farm-arrested-for-exploiting-worker-with-intellectual-disability/2441709>; Minjoo Kim, "An intellectually disabled person's decades-long exploitation of labor at a salt farm in Sinan-gu", Maeil Business Newspaper, <https://www.mk.co.kr/en/society/11446813>.

<sup>8</sup> US CBP, *supra*, note 1.



活・労働環境、威圧や脅迫、暴力、債務束縛、賃金の留保、過度の超過勤務などを確認したと記している<sup>9</sup>。

### 3. 結論と過去の侵害への対応の遅れ

2021年以降も続くとされる新安郡の塩田における人権侵害及びそのリスクに関するこれらの報告によれば、未報告のものが存在する可能性も含めて、新安郡の塩田における人権侵害及びそのリスクが極めて深刻であるということが明らかである。したがって、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、「国連指導原則」という)に定められる人権尊重責任の観点から、新安郡の塩田で塩を作っている業者(株式会社太平塩田含む)およびその塩製品の供給先企業は、自らが管理・輸出入・販売する塩製品に関する人権リスクに対処することが求められる。

国連指導原則13(b)は、「たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める」ことを企業に求めると定めている<sup>10</sup>。したがって株式会社太平塩田は、自社のサプライチェーン上の新安郡における強制労働の問題について、負の影響を防止または軽減することが国連指導原則上求められているものである。

さらに、過去の強制労働問題への対応が不十分である点も重大である。韓国の裁判所は、2021年の複数の通報に基づく警察の捜査を経て、2024年8月26日の判決で5億1,000万ウォン超の未払い賃金を認定したが<sup>11</sup>、被害者は依然として賃金を受け取っていない<sup>12</sup>。過去の強制労働への対応と補償、そして現在および将来の侵害を防止する措置は不可欠である。

### 4. サプライヤーにおける強制労働の対応に向けた日本政府と日本企業の役割

韓国政府と株式会社太平塩田には、それぞれ自国領域および自らの製品に関連する強制労働及びそのリスクに対処する明確な義務・責任があるが、日本政府および株式会社太平塩田の製品を扱う日本企業もまた、国連指導原則に基づき、強制労働産品が日本国内に流入しないよう行動する必要がある。

日本政府に関して、国連指導原則1は、国家は、「その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない」と規定し、原則2は、政府が「その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべき」と述べている。この義務には、サプライヤーなど事業関係も含まれる。

日本政府は、強制労働のないサプライチェーンを確保することを国際的に表明しており、2021年のG7首脳コミュニケでは、「国家が支援する強制労働を含むあらゆる形態の強制労働をグローバル・サプライチェーンから排除するため、我々自身が利用可能な国内の手段及び多国間機関を通じたものを含

<sup>9</sup> Id.

<sup>10</sup> “UN Guiding Principles on Business and Human Rights.” *United Nations Human Rights Office of the High Commission*, 2011, [www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR\\_EN.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf).

<sup>11</sup> BHRRC, *supra*, note 5.

<sup>12</sup> APIL, *supra*, note 3.



め、進展を加速させる<sup>13</sup>」と約束した。また、2023年1月には「サプライチェーンにおける人権尊重及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォース<sup>14</sup>」を立ち上げ、2023年5月には強制労働根絶のためのG7会議を主催している<sup>15</sup>。にもかかわらず、日本は、輸入禁止、報告義務のルールなどのサプライチェーンの強制労働に対処する法的拘束力を伴う立法措置を講じていない、G7では唯一の国である。

国連指導原則11は、企業が人権尊重の責任を負い、自らが関与する人権侵害に対処すべきことを定めており、そこには強制労働製品の輸入への対処も含まれる。国連指導原則13(b)も、「たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める」責任を負うと繰り返し述べている。国連指導原則16は、一般に公開された人権方針の声明を通して、その責任を果たすというコミットメントを明らかにするべきであると定めている。また、国連指導原則19は、企業が取るべき適切な措置の範囲およびその解釈において、サプライヤーに対して可能な限りその影響力を活用して負の影響を防止または軽減するよう企業に求めている。ところが、今回のケースにおいて、認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ(HRN)が確認した、株式会社太平塩田と直接の取引関係を有する日本企業については、国連指導原則16で策定が求められている人権方針を自社ウェブサイト公表していない。また、国連指導原則13(b)で求められる「取引関係によって企業の(...)製品(...)と直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める」責任についても、WROで指摘された強制労働に関する人権リスクに対して取った措置を何ら公表していない(2026年2月10日時点)。WROの深刻さを踏まえ、それらの企業は実効性のある人権デュー・ディリジェンスを行い、既に行っているのであればその内容を公表すべきである。人権デュー・ディリジェンスの結果、サプライヤーである株式会社太平塩田に関し、WROの指摘する強制労働に関する人権リスクが判明し、影響力の行使しても是正されないのであれば、当該リスクを認識した上で取引継続をすることは人権侵害に加担することになるため、少なくともWROが解除されるまで株式会社太平塩田からの調達を一時停止することが国連指導原則から要請される。

国連指導原則14は「人権を尊重する企業の責任は、その規模、業種、事業状況、所有形態及び組織構造に関わらず、すべての企業に適用される。しかしながら、企業がその責任を果たすためにとる手段の規模や複雑さは、これらの要素及び企業による人権への負の影響の深刻さに伴い、様々に変わりうる。」と定める。この点、解説によれば「企業が人権を尊重する責任を果たす手段は、とりわけその規模に比例する。中小企業は、大企業に比べると、余力が少なく、略式のプロセスや経営構造をとっているため、その方針及びプロセスは異なる形を取りうる。しかしながら、中小企業のなかにも人権に対し重大な影響を及ぼすものがあり、その規模に関係なくそれに見合った措置を求められる。影響の深刻さはその規模、範囲及び是正困難度で判断される。企業が人権を尊重する責任を果たすためにとる手段もまた、企業が事業を企業グループで展開しているのか、単体で展開しているのか、またどの程度の範囲で展開しているかによって異なることもあろう。人権を尊重する責任は、すべての企業に完全にかつ平等に課される。」とされている。HRNが確認した当該企業は上場企業ではなく中小企業というべき規模と考えられるが、WRO及び上記報告書・報道で示された強制労働の深刻さ、規模、範囲及び是正困難度に鑑み、本件では少なくとも株式会社太平塩田に関する人権リスクについては取り組むべき事案であり、そのために人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、及びそれらの公開が必要である。

<sup>13</sup> G7, “Carbis Bay G7 summit communiqué: Our Shared Agenda for Global Action to Build Back Better”, 13 June 2021, [https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60ec1a17d3bf7f568ffe86df/Carbis\\_Bay\\_G7\\_Summit\\_Communique\\_PDF\\_430KB\\_25\\_pages.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60ec1a17d3bf7f568ffe86df/Carbis_Bay_G7_Summit_Communique_PDF_430KB_25_pages.pdf)

<sup>14</sup> 日本国経済産業省及び米国通商代表部, “サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォースに係る協力覚書(仮訳)”, 2023年1月6日. <https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230107003/20230107003-2.pdf>

<sup>15</sup> Marti Flack & Steven Orientale, “Operationalizing the G7 Commitment to End Forced Labour in Global Supply Chains”, CSIS, 31 May 2023, <https://www.csis.org/analysis/operationalizing-g7-commitment-end-forced-labor-global-supply-chains>.



日本政府および日本企業が、新安郡の塩田における強制労働に関する人権リスクについて調査を実施せず、また強制労働が疑われる場合にはその改善へ向けた影響力を行使しないまま、日本企業が新安郡の塩製品を輸入し続ける限り、日本の消費者は強制労働を経済的に支えてしまう高いリスクを負い続ける。

WROにより米国市場への輸出が制限されたことで、株式会社太平塩田から塩製品が日本市場に横流しされる可能性が生じている。日本には米国のように強制労働産品に関する輸入規制がないため、株式会社太平塩田にとっては日本市場で一定の売上を確保することができてしまうならば、米国市場でのコンプライアンスに関する懸念に対応する同社のインセンティブが弱まってしまうおそれがある。またその結果、バリューチェーン上の人権リスクに対し真摯に対応している日本の塩製品を扱う企業は、日本市場において不当な競争に晒され、その競争力にも悪影響が生じうる。

新安郡の状況は特異な問題ではなく、アジア・太平洋地域は世界で最も強制労働の被害者の数が多く<sup>16</sup>、日本に輸入される多くの製品が強制労働リスクを抱えているという構造的問題の「氷山の一角」に過ぎない。そうした中で、日本はアジア最大の民主的経済大国として、強制労働の根絶にコミットし、外交的・経済的・文化的影響力を用いて、貿易相手国に圧力をかけうる立場にある。

最も効果的な対応は、世界的な潮流に加わり、より責任ある持続可能な市場慣行の実現を促進するために、強制労働によって生産された製品の輸入を禁止する法律を制定することである。こうした法律は、新安郡の塩田に関する本件事案であれば、関係する塩田業者や韓国政府に強制労働根絶と被害者補償のための有効な措置を取る圧力を与え、日本市場へのアクセスを維持するための行動を促す。さらに、日本の消費者が強制労働に加担しないことを保証し、また国外の労働慣行によって日本企業・労働者が不当な競争にさらされることを防ぐ。加えて、強制労働産品に関する輸入規制を導入することで、日本が貿易相手国における強制労働の終結に向けた行動を起こすリーダーシップと能力を示すまたとない機会ともなる。

## 5. 提言

強制労働問題全般および株式会社太平塩田に対するWROの状況に対応するため、HRNは以下を求める。

- 日本政府

強制労働によって生産された製品の輸入を禁止する法律を制定すること。これにより企業に対し、サプライヤーに関する信頼性ある人権デュー・ディリジェンスを実施し公表することを間接的に実施させること。

大企業に対し、実効性のある人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法制度を制定すること。

中小企業に対し、実効性のある人権デュー・ディリジェンスを実施できるよう能力強化の各種施策を行うこと（公的ヘルプデスクの設置、海外の人権問題に関する企業等への情報提供、人的研修、人権デュー・ディリジェンスに真摯に取り組む企業への優遇措置等）。

- 塩製品を扱う関連日本企業

<sup>16</sup> "Global Estimates of Modern Slavery Forced Labour and Forced Marriage." *International Labour Organization (ILO), Walk Free, and International Organization for Migration (IOM)*, 2022.  
[https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40ed\\_norm/%40ipecc/documents/publication/wcms\\_854733.pdf](https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40ed_norm/%40ipecc/documents/publication/wcms_854733.pdf)



潜在的リスクも含めて、塩製品のサプライヤーにおける強制労働の有無を確認するため、人権方針を策定し、信頼性ある最新の人権デュー・ディリジェンスを実施・支援して、これらを公開すること。

人権デュー・ディリジェンスの結果、バリューチェーン上において、新安郡その他の塩田における強制労働に関する人権リスク又は人権侵害を特定した場合には、影響力を行使して当該人権リスク又は人権侵害の防止・是正を促し、過去の被害者への補償が確保されるよう努めること。

- 株式会社太平塩田

実効的な人権デュー・ディリジェンスを実施し、その内容を公開すること。

人権デュー・ディリジェンスの結果、強制労働の人権リスク又は人権侵害が認められた場合には、その是正・停止のための措置を講じ、搾取された労働者に対する補償が十分に行われるよう行動すること。

- 韓国政府

労働基準法の執行を強化し、特に国内塩田における強制労働を根絶するための実効性ある措置を講じること。

強制労働産品の輸入、輸出、市場への流通を禁止する法律を制定すること。

大企業に対し実効性のある人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法制度を制定すること。